

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年11月30日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第20報)
(原子力安全対策課) … 2
- 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力への
回答等について
(原子力安全対策課) … 3
- 令和5年度鳥取県原子力防災訓練の実施結果について
(原子力安全対策課) … 7
- 原子力防災支援基地(江府町)運用開始について
(原子力安全対策課) … 11
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(危機対策・情報課) … 12

危機管理部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第20報）

令和5年11月30日
原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機及び3号機の原子力規制委員会による審査状況は次のとおりです（前回報告はいずれも10月11日の常任委員会です）。

1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日、発電用原子炉設置変更許可。

8月30日、設計及び工事の計画認可。

（1）審査

ア 保安規定変更認可申請の審査（前回報告から変化なし）

平成25年12月25日申請。

補正書提出1回、審査会合1回、ヒアリング12回（11月22日現在）。

イ 使用前事業者検査（前回報告から変化なし）

令和5年3月29日開始。安全対策工事が、設計及び工事の計画どおりに行われていること等を事業者自らが確認する検査。

9月11日に中国電力は使用前確認申請書を提出し、再稼働を令和6年8月と公表。

ウ 高経年化技術評価の審査会合

平成30年2月7日申請。補正書提出2回、審査会合9回。

11月2日に9回目の審査会合が開催され、7月20日に提出した補正内容の概要及び5月の審査会合での指摘事項への回答を説明し、設備・機器の劣化の予測・評価に関する議論は概ね収束した。

（2）安全対策工事

中国電力は安全対策工事の完了予定時期を令和6年5月と公表。10月31日に中国電力は、3号機を含めた安全対策工事費の合計が約6,800億円から約9,000億円に増える見込みを公表した。8月30日に2号機の設計及び工事の計画が認可されたことを受けて、3号機で追加工事が必要となったため。

（3）特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

平成28年7月4日申請。

補正書提出1回、審査会合18回、ヒアリング34回（11月22日現在）。

10月26日に18回目の審査会合（非公開）が開催された

2 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

平成30年8月10日申請。補正書提出2回、審査会合6回。

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力への回答等について

令和5年11月30日
原子力安全対策課

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について、県議会の意見も踏まえ中国電力株式会社との安全協定に基づき、同社へ回答を行いました。

また、同社に求めた対応が確実に履行され、廃止措置の安全かつ円滑な実施が求められることから、県議会の要請も踏まえ、県が米子市及び境港市を代表し、廃止措置の安全対策の徹底などを中国電力に指導すること等について、経済産業省、原子力規制委員会及び内閣府へ要望を行いました。

1 中国電力株式会社への回答

(1) 日 時 令和5年10月13日(金) 午後1時～1時15分

(2) 場 所 第4応接室(県庁本庁舎3階)

(3) 対応者 [中国電力] 北野代表取締役副社長執行役員、藪根常務執行役員鳥取支社長
[鳥取県] 平井知事、水中危機管理部長

(4) 回答主旨

廃止措置の全体計画及び第2段階の廃止措置の実施に限り了解する。(別紙回答書参照)

(5) 中国電力からの回答(要旨)

要請については、当社としても適切に対応し、安全を最優先として地域の皆様が安心していただける廃止措置を目指す。

また、廃止措置の進捗状況については様々な機会を通じて適宜説明する。

2 国への要望

(1) 要望概要

(ア) 要望日、要望者 令和5年10月17日(火)、平井知事

(イ) 要望省庁、面会者等

要望省庁	経済産業省	原子力規制委員会	内閣府
要望内容 ※詳細は(2)に記載	住民の安全確保に向けた厳正な審査と関連する厳格な検査の実施など		周辺自治体の安全対策に必要な財源を国や電力会社が負担する制度の創設
面会者 [場 所]	石井経済産業大臣政務官 [経済産業省]	片山原子力規制庁長官 [原子力規制委員会]	滝沢内閣府副大臣(兼環境副大臣) [環境省]
要望に対する 主な発言	中国電力にしっかり指導していく。 使用済み核燃料の確実な搬出や放射性廃棄物の適正な管理も、国の責任においてやっていく。	安全対策は、廃止措置計画の審査や現地検査官による検査などを通じて厳正に確認していく。 核燃料物質の管理や放射性廃棄物の処理、中国電力の組織体制が適切かどうかの観点で厳正に審査していきたい。	既存の制度を組み合わせで対応したい。

(ウ) 結果

県からの要請については、一定の理解は得られたが、安全対策や原子力防災に対する国の負担等については引き続き要望していく。



(内閣府・滝沢副大臣への要望)

(2) 要望内容

- ① 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置計画の変更認可申請の審査を厳正に行うとともに、廃止期間中においても原子力規制検査等による厳格な検査を行うこと。また、実施内容が廃止措置計画に反する場合には、災害を防止するために必要な措置を命じ、特に汚染状況の調査や汚染の除去及び施設の解体撤去については放射線被ばくのリスク管理を含めて厳しく監視すること。(原子力規制委員会)
- ② 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、安全性を確保しつつ円滑かつ着実に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えるよう指導すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること、特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員(放射線業務従事者)の被ばく低減策を講じるよう指導すること。(経済産業省)
- ③ 廃止措置計画の変更認可申請の審査状況や審査結果及び廃止措置期間中の原子力規制検査等の結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民への分かりやすい説明を行うこと。(原子力規制委員会)
- ④ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の第2段階以降の変更に際しては、安全を第一義として、その都度鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応するよう指導すること。(経済産業省)
- ⑤ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施状況等について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して透明性をもって分かりやすく丁寧な説明を行うよう指導すること。(経済産業省)
- ⑥ 中国電力株式会社に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、責任をもって万全な原子力安全対策を行うよう引き続き指導すること。(原子力規制委員会、経済産業省)
- ⑦ 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に進むよう、国も使用済燃料対策に主体的に取り組むこと。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分や核燃料サイクルの体制確立等について、国の責任のもと早期に解決を図ること。(経済産業省)
- ⑧ 使用済燃料の搬出や譲渡しが進むまでの間、原子力規制検査等により、使用済燃料の貯蔵管理が適正に行われるよう、厳しく監視すること。(原子力規制委員会)
- ⑨ 中国電力株式会社に対し、原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者の責任において安全かつ適切に処分が行われるよう指導すること。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものを含め、本県へ持ち込まないよう指導すること。(経済産業省)
- ⑩ 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理及び処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に監視すること。(原子力規制委員会)
- ⑪ 廃止措置に伴い発生する系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響の観点から、放射性物質の漏えい防止対策が適切に行われるよう、厳格に監視すること。(原子力規制委員会)
- ⑫ 中国電力株式会社に対し、廃止措置の実施に当たって、本県地元企業の活用を検討するよう指導すること。(経済産業省)
- ⑬ 原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府(原子力防災))

(写)

別紙

第 202300180937 号
防起第 1236 号 - 1
受境防第 42 号
令和 5 年 10 月 13 日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治 (公印)

米子市長 伊木 隆司 (公印)

境港市長 伊達 憲太郎 (公印)

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置に係る原子炉本体周辺設備等解体撤去期間
(第 2 段階) 及び全体工程について (回答)

令和 5 年 8 月 8 日付島原本企第 6 号、同第 7 号及び同第 8 号において、貴社からの廃止措置計画変更に関する報告を受け、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 (以下「安全協定」という。) 第 6 条に基づき下記のとおり回答します。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間 (第 2 段階) の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員 (放射線業務従事者) の被ばく低減につなげること。

万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。

- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うこと。また、県民が抱える漠然とした不安に対しても真摯に向き合い、常に県民に寄り添った対応を心掛けること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、関係自治体など地元への分かりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料の全量の搬出・譲渡しについて、責任をもって、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものも含め、本県へ持ち込まないこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

令和5年度鳥取県原子力防災訓練の実施結果について

令和5年11月30日
原子力安全対策課

島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの事故を想定した原子力防災訓練や、他地域の原子力発電所の事故を想定した資機材支援訓練等を実施しました。これらの訓練により得られた成果・教訓を、地域防災計画や広域住民避難計画等に反映し、更なる計画の実効性向上を図っていきます。

1 鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を鳥取県、米子市及び境港市等と合同で実施しました。

(1) 概要

①日時

10月19日（木）8：30～15：00 図上訓練

11月 4日（土）8：30～15：00 実動訓練

11月 5日（日）8：30～16：00 実動訓練

②場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、琴浦町東伯総合公園、避難先施設（鳥取市・湯梨浜町）、西部総合事務所、原子力環境センター、中国電力株式会社島根原子力発電所 等

③参加機関、参加者数

27機関、約800人（住民221人、バス9台、自家用車28台）

鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、内閣府、鳥取地方气象台、陸上自衛隊第8普通科連隊、境海上保安部、国土交通省倉吉河川国道事務所、日本原子力研究開発機構、（一社）鳥取県薬剤師会、（一社）鳥取県診療放射線技師会、鳥取大学医学部附属病院、介護老人保健施設ゆうとぴあ、鳥取県建設業協会、日本自動車連盟鳥取支部、中国電力（株） 等

④訓練想定

鳥根県東部を震源とした地震が発生し、島根原発2号機において、送電線事故により外部電源が喪失するものの、非常用ディーゼル発電機が起動し、非常用炉心冷却装置等による原子炉への注水を実施。その後、非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至る（その後、放射性物質の放出）。

鳥取県では、災害対策本部を設置し、屋内退避・避難（一時移転）等の防護措置を実施。

⑤主な訓練項目

- ア 災害対策本部の立ち上げ・運営
- イ 避難に係る情報伝達及び避難退域時検査会場の設置・運営
- ウ 原子力防災支援基地の運用

(2) 訓練の主な成果等

①原子力防災支援基地の運用手順の確認

- ・昨年12月に運用を開始した原子力防災支援基地（鳥取市松原）において、民間の輸送能力等を活用し、避難退域時検査会場へのコンテナ資機材の迅速な搬出や基地への支援物資の受入れ等の運用手順を確認した。

②多様な手段による住民避難手順の確認

- ・近年では最多となる221人の住民が、バス・自家用車・ヘリ等の多様な手段による避難を実施し、避難車両等の確保に係る関係機関との連携手順を確認した。

③避難受入先市町による避難者受入れ手順の確認

- ・初めて避難受入先市町の職員による避難所開設や避難者受付等を実施し、広域避難に係る住民受入れ手順を確認した。

※米子市→湯梨浜町（ハワイアロハホール）、境港市→鳥取市（修立小学校、鳥取東高校）

④交通障害発生時の対応手順の確認

- ・交通障害発生時を想定し、県建設業協会やJAF等の関係機関と連携し、車両の移動など交通障害排除の手順を確認した。

(3) 訓練内容

訓練項目	内容
①本部等運営訓練 (初動対応訓練)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部会議の運営、TV会議等の実施、現地災害対策本部の運営を通じて、連携要領及び初動対応要領を確認
②緊急時モニタリング訓練	<input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング計画に基づく監視・測定・報告等の活動手順の確認 <input type="checkbox"/> 情報共有システムによる情報伝達手順の確認、機器取扱い習熟 <input type="checkbox"/> 機動モニタリング、放射線測定機器取扱い習熟度の維持向上
③広報・情報伝達訓練	<input type="checkbox"/> 緊急速報(エリア)メール・あんしんトリピーメール・原子力防災アプリによる情報伝達、報道機関との連絡調整、道路情報表示板を活用した情報伝達の検証
④原子力防災支援基地運用等訓練	<input type="checkbox"/> 避難退域時検査会場へのコンテナ資機材の輸送 <input type="checkbox"/> 他地域からの支援物資の受入れ
⑤住民避難訓練 (米子市富益公民館区、境港市外江・渡、避難行動要支援者を含む)	<input type="checkbox"/> バスや住民の自家用車による避難手順や避難経路、避難先の確認 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊ヘリによる避難手順の検証 <input type="checkbox"/> 福祉車両(ストレッチャー)による避難手順の確認 <input type="checkbox"/> 信号機遠隔制御による避難円滑化や、道路監視カメラによる避難状況の把握 <input type="checkbox"/> 広域避難所の開設及び避難受入れ手順の確認
⑥避難退域時検査等訓練	<input type="checkbox"/> 避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認、展開手順の習熟 <input type="checkbox"/> 車両用ゲートモニタ等各種資機材操作方法の習熟、汚染検査手順や大型車両除染システム及び拭き取りによる簡易除染手順の検証 <input type="checkbox"/> 検査会場の人員体制の検証、検査の円滑かつ効率的な実施を行うための検査会場レイアウトや資機材・システムの使用等の検証 <input type="checkbox"/> 検査会場運営状況を収集し、災害対策本部(地方支部)への情報伝達の手順の確認
⑦避難支援ポイント設置・運営訓練	<input type="checkbox"/> 避難支援ポイントの設置及び運営の手順の確認 <input type="checkbox"/> 避難住民への情報提供
⑧県営広域避難所開設訓練	<input type="checkbox"/> 避難所レイアウトの開設 <input type="checkbox"/> 避難者の受付手順の確認
⑨避難行動要支援者避難訓練(高齢者施設)	<input type="checkbox"/> 避難対象施設における避難計画の確認及び実効性の検証 <input type="checkbox"/> 避難元施設、行政機関等との連携確認 <input type="checkbox"/> 放射線防護施設の動作確認
⑩原子力災害医療活動訓練 (県立中央病院)	<input type="checkbox"/> 院内防護区画の設定、線量確認と除染、その後の治療に至る一連の対応手順の確認 <input type="checkbox"/> 医療救護活動の後方支援の実効性の検証
⑪原子力災害医療活動訓練 (安定ヨウ素剤の配布)	<input type="checkbox"/> 緊急配布指示の伝達訓練 <input type="checkbox"/> 緊急配布に関する一時集結所での住民説明 <input type="checkbox"/> 避難退域時検査会場における緊急配布手順の確認
⑫避難誘導、交通規制等訓練	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部等設置運営訓練 <input type="checkbox"/> 県警による避難誘導、広報・情報伝達、信号機の遠隔制御動作確認、交通検問所の設置、渋滞解消のための誘導等
⑬避難経路確保訓練	<input type="checkbox"/> 災害対策基本法に基づき放置車両等を強制的に移動する手順の確認



原子力防災支援基地運用等訓練
(コンテナ資機材の輸送)



避難退域時検査等訓練
(ゲートモニタによる指定箇所(タイヤ)検査)



避難経路確保訓練
(バックホウによる車両移動)

2 鳥取県原子力防災訓練（人形峠環境技術センター対応）

人形峠環境技術センターにおける事故を想定した原子力防災訓練（図上訓練）を実施しました。

（1）日時

11月14日（火）9：20～11：00

図上訓練（事象発生から県災害対策本部設置までの事故発生通報伝達訓練）

11月17日（金）10：00～16：00

図上訓練（事象進展に応じた県本部・オフサイトセンター・モニタリング本部等の運営訓練）
オフサイトセンター参集要員研修

（2）場所

鳥取県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、三朝町役場、上齋原オフサイトセンター 他

（3）参加機関、参加者数

鳥取県、三朝町、鳥取県警、原子力規制庁上齋原原子力規制事務所、岡山県、鏡野町、岡山県警、鳥取中部ふるさと広域連合消防局、人形峠環境技術センター 等

（鳥取県内参加者約35名 ※住民等の参加はなし）

（4）訓練想定

人形峠環境技術センター施設内で作業中にシリンダ損傷及び火災が発生し、六フッ化ウランが漏えいしたことにより、施設敷地緊急事態に至る。

（5）主要訓練項目

- ①初動段階～災害対策本部運営段階における防災関係機関の活動、相互連携手順の確認検証。
- ②事象進展に応じた情報収集項目、情報発信内容及び情報整理方法の手順確認。各機関との情報共有方法の確認及び習熟。
- ③原子力防災資機材等の操作方法の習熟。

（6）訓練内容

訓練項目	内容
①災害対策本部等運営訓練	<input type="checkbox"/> 県庁、中部総合事務所、三朝町役場での事象進展に応じた情報収集、発信や対応手順の確認 <input type="checkbox"/> 原子力防災ネットワーク等の機器を使用した情報共有方法の確認及び習熟
②オフサイトセンター訓練	<input type="checkbox"/> 上齋原オフサイトセンターに鳥取県、岡山県等関係自治体の職員が参集、事態の進展に応じた対応手順の確認
③緊急時モニタリング訓練	<input type="checkbox"/> 県モニタリング本部（原子力環境センター）の運営手順、情報連絡の確認
④交通規制等訓練	<input type="checkbox"/> 発災地域へ流入する車両の規制実施に係る手順確認



災害対策本部等運営訓練



オフサイトセンター訓練



緊急時モニタリング訓練



交通規制等訓練

3 避難退域時検査用資機材支援訓練（転地訓練）

他地域の原子力発電所にて事故が発生した場合を想定し、他地域への避難退域時検査用資機材の融通に係る手順の確認、資機材輸送能力の向上及び円滑化を図ることを目的に、原子力防災支援基地から岐阜県の避難退域時検査会場までコンテナ・資機材の輸送等を行う資機材支援訓練を実施しました。

(1) 実施日

11月24日（金）及び25日（土）

(2) 実施場所

鳥取県原子力防災支援基地（鳥取市松原 256-1）
揖斐川健康広場（岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方 853-49）

(3) 実施機関等

鳥取県、コンテナ輸送業者（約10名）

(4) 訓練想定

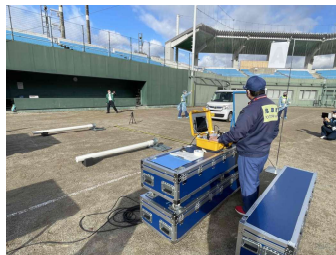
関西電力美浜発電所においてトラブルが発生し、住民避難が必要となる事態に進展し、岐阜県において避難退域時検査会場の設置準備を開始。岐阜県は国に避難退域時検査に必要な資機材の支援を要請し、国による調整の結果、本県に資機材（ゲートモニタ）の応援要請があり、支援を決定。

(5) 訓練内容

- ①緊急時の情報伝達（コンテナ輸送業者への情報伝達・輸送指示）
- ②原子力防災支援基地から岐阜県の検査会場へのコンテナ輸送、資機材の設営
- ③避難退域時検査用資機材（ゲートモニタ）による車両の汚染検査の実施



岐阜県の検査会場へのコンテナ輸送



ゲートモニタの運用（車両のタイヤの汚染状況の検査）



4 避難先及び避難経路確認訓練（境港市）

原子力災害時の避難対象地区の住民に、広域住民避難計画で定めた避難経路や避難退域時検査会場、避難先施設を実際に確認していただき、避難計画に対する理解促進、住民不安の軽減及び避難先自治体の理解促進等に繋げることで、避難計画の実効性向上を図ることを目的に、避難先となる八頭町の協力を得て実施しました。来年2月には境港市外江東地区の住民が参加する同訓練を実施予定です。

(1) 日時

11月28日（火）8:50～17:30

(2) 訓練内容

原子力災害時の避難経路、避難退域時検査会場及び避難先の確認

(3) 参加人数

境港市^{さとうじんちやう}幸神町住民 29人

(4) 訓練概要

広域住民避難計画に基づき、大型バスにより、一時集結所（幸神町体育館）から避難退域時検査会場（伯耆町B&G海洋センター）を視察、中国自動車道等の避難経路を經由して八頭町まで移動し、各避難先施設（八頭町船岡保健センター・船岡トレーニングセンター）を確認した。

八頭町では町職員から、受入や施設の概要等について説明を受けた。



避難退域時検査会場の確認



避難先施設の確認



原子力防災支援基地（江府町）運用開始について

令和5年11月30日

原子力安全対策課

鳥取県では、万が一の、原子力災害に備え、避難の後方支援体制を整備し、実効性を確保するため、避難退域時検査会場で使用する資機材等を一括管理・輸送する原子力防災支援基地の整備を進めてきました。この度、鳥取市松原地内（令和4年度完成）の1箇所目に続き、江府町の全面的な理解と協力を得て、江府町美用地内に2箇所目の基地が完成し、11月21日に運用を開始しました。

全国で初めて原子力災害時における避難の後方支援体制が完備し、避難の実効性向上に大きく寄与することになります。

1 原子力防災支援基地（江府町）の運用開始式

- (1) 日 時 令和5年11月21日（火）午前10時～午前11時
- (2) 場 所 江府町美用（江府町防災基地敷地内）【米子道・江府 IC から約8km、約10分】
- (3) 出席者 平井知事、米子市長、境港市長、江府町長、県議会議長、原子力安全顧問、
国省庁職員、地元区長、中国電力島根原子力本部長 ほか
- (4) 式典概要 主催者あいさつ、テープカット、内覧（原子力防災資機材コンテナ搬出の実演）ほか
※式典終了後、地元対象の完成見学会：参加者13名

2 施設の概要

- (1) 構 造 鉄骨平屋建
- (2) 面 積 建屋面積：535㎡（幅17m、奥行31m、高さ12m）
- (3) 財 源 令和4年度原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（繰越事業）（内閣府）
- (4) 収 容 物 避難退域時検査及び除染用資機材収納コンテナ9基（1検査会場分）

3 原子力防災支援基地の運用

(1) 目的

- ・避難退域時検査は、避難全般のボトルネック（あい路）となることから、資機材の迅速な集中と継続的な補給支援を行う後方支援拠点（基地）が必要である。
- ・原子力防災支援基地の整備により、避難退域時検査に必要な資機材等を適時適所に充足し、避難の円滑な後方支援が可能となる。
- ・基地には、避難退域時検査会場に必要な資機材を標準化した上で、コンテナで一括管理しており、緊急時には民間の輸送能力等を最大限に活用し、コンテナごと輸送することで、迅速な検査会場の設置が可能となる。

※他道府県の原子力災害時にも、国等からの要請に応じて該当地域へコンテナを迅速に輸送し、資機材の全国相互融通体制の一翼を担っていく。

(2) 運用方針

- 原子力災害時の住民避難計画では、避難経路を主に「山陰道・国道9号沿い」と「米子道・国道181号沿い」の2方向を設定。
- 原子力災害時には、避難経路途中で避難退域時検査会場を開設（最大8会場）
- 支援基地2箇所は同時被災を回避できる場所にあり、3会場分の検査資機材を完備。
〔 鳥取基地：2会場分（山陰道・国道9号沿い）
江府基地：1会場分（米子道・国道181号沿い） 〕
- 3会場以上の設営が必要となる場合は、全国相互融通体制による他県等からの支援で対応。



基地の外観



テープカット



コンテナ搬出実演



地元見学会

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年11月30日
危機対策・情報課

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
危機対策・情報課	鳥取県防災行政無線 中継局非常用発電設 備更新工事	鳥取県 全域	中電工・寿電気特定建 設工事共同企業体	(当初契約額) 184,800,000円	令和5年3月1日 ~ 令和5年11月30日	(当初契約年月日) 令和5年3月1日	-
				(第1回変更後契約額) 185,004,600円 (変更額 204,600円)		(第1回契約年月日) 令和5年5月8日	令和5年2月28日付営繕課長通知 「令和5年3月から適用する営繕工 事設計標準単価及び設計業委託等技 術者単価の運用に係る特例措置につ いて」による変更を行うもの。
				(第2回変更後契約額) 186,951,600円 (変更額 1,947,000円)		(第2回契約年月日) 令和5年11月20日	機器仕様の一部変更等により、請負 代金額が増となることに伴い、請負 代金額の増額変更を行うもの。